

意見

幹事 虫本良和

□諮問事項「三」（ドリフト走行類型）について

制度案について、「殊更に」の文言が、危険運転致死傷罪として処罰すべき悪質性や危険性の高い運転行為のみを対象とするための要件として十分といえるのかという観点から意見を述べる。

例えば、積雪の多い地域では、滑りやすい雪道を走行する際、車体のスピンを防ぐため意図的にタイヤを滑らせるハンドル操作を行う場合があることが知られている。この場合、運転手の主観面として「タイヤを滑らせる」こと自体についての確定的な認識があると判断される場合は多いと考えられるところ、そのことをもって「殊更に」の要件を満たすと解されるのであれば、結果的に事故が発生した場合、危険運転として処罰されることになり得る。このようなケースでは、運転手としては、自車の「進行を制御することが困難な状態」にさせようとする意図は無く、むしろ主観的には「進行を制御」しようとしたからこそ、そのような運転操作を選択したという場合もある様に思われるところ、そのような状況や判断のもとで発生した事故についてまで、一律に危険運転として処罰することが果たして相当なのか疑問である。

この点、「殊更に」の文言が、「タイヤを滑らせ又は浮かせること」だけでなく、「その進行を制御することが困難な状態にさせ」ることについてまで、確定的に認識或いは積極的に意図していた場合のみを指すと解されるならば、今述べたような疑問は生じないかもしれないが、そうでないならば、「殊更に」という文言だけでは不十分であり、例えば、「みだりに」といった文言のように、社会通念に照らして客観的にも運転行為としての正当性を欠く場合に限定するような要件が必要ではないかと考える。

また、若干特殊なシチュエーションではあるが、例えば「ドリフト走行会」のように、愛好家らが、公道ではないサーキットコース等で、ドリフト走行を行うことそれ自体を目的として自動車を走行させる場合があるところ、本制度案は、その様な場合に発生した事故も全て危険運転に該当するという趣旨であると解されるように思うが、適法に行われている趣味嗜好或いは運転技術を身に付けるための市民の活動に含まれるものについてまで、一律に悪質な重大犯罪として処罰することを容易にするような制度案が妥当であるか疑問が残る。このような事例は、正当業務行為として違法性が阻却されるという場合もあるかもしれないが、そもそも社会通念上悪質性が低い運転行為は、構成要件上、危険運転から除外することができる条文にすべきではないかと考える。

以上